

平成30年9月28日

第 8 回 総 会

議 事 録

呉市農業委員会

議 事 録

日 時：平成30年9月28日（金） 午後2時00分

場 所：呉市役所 7階 755～758号室

付議事項

議案第 46 号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第 47 号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第 48 号 事業計画変更承認申請について

議案第 49 号 非農地証明申請について

報告事項

第 1 号 農地法第4条の規定による届出の受理について

その他

出席委員

1 番 生田 政行	2 番 横段 登	3 番 池田 勝憲	4 番 倉本 寛
5 番 水場 守信	6 番 向井 幸弘	8 番 亀山 博司	9 番 今井 満
10 番 上田 勝則	11 番 長迫 秀	12 番 本末 満	13 番 灰原 松二
14 番 大道 正孝	15 番 秋光 貴志	16 番 土井 光弘	17 番 西田 小百合
18 番 石田 尚則	19 番 北村 正次		

欠席委員

7 番 林 武彦

事務局

平川事務局長 大番事務局次長 上川課長補佐 庭月野主査 田村副主任

(午後2時)

議長： それでは、出席者が過半数に達していますので、ただ今から平成30年第8回呉市農業委員会総会を開会します。

本日の議事録署名者に、9番 今井委員、10番 上田委員を指名します。なお、本日の欠席通知は、7番 林委員から出ています。

皆さんにお願いがあります。総会の資料には個人情報が含まれていますので、取り扱いにご留意ください。また、議事進行の妨げとなりますので、携帯電話、スマートフォンは電源を切るか、マナーモードに切り替えてください。

議長： 事務局から配付資料の確認をお願いします。

事務局： 配付資料の確認をさせていただきます。事前に「議案書」を送付しています。また本日、資料1「農地台帳に関する調査」、資料番号は付けていませんがこの調査に同封した80才以上の農業者を対象者とする「あなたの農地どうしますか」とある調査表、そして「JAくればより」第63号、「JA広島ゆたか広報」第133号を配付しています。ありますでしょうか。

議長： はい。

議長： それでは付議事項に入ります。議案第46号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について事務局の説明をお願いします。

事務局： 1番の申請地は、広町字小浜〇〇〇〇番ほか1筆、地目は田、面積は合計で430㎡の第2種農地です。

申請の事由は、譲渡人は多忙で耕作困難なため、農地所有適格法人である譲受人に売却するもので、譲受人は申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものです。

営農計画は、しいたけ栽培を行う予定です。

経営面積は、自作地が18アールありますので、広地区の下限面積10アールを満たしています。

議長： 調査委員の方から、補足説明をお願いします。

倉本委員： 4番 倉本です。写真のとおり、ハウスの中を整備し棚状にしいたけ栽培をしており、問題ない。よろしくご審議をお願いします。

議長： それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：2番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、押込3丁目〇〇〇番ほか1筆、地目は田または畑、面積は合計で953㎡の第2種農地です。

申請の事由は、譲渡人は高齢で耕作困難なため譲受人に売却するもので、譲受人は自作地に隣接する申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものです。

営農計画は、野菜の作付けを行う予定です。

経営面積につきましては、自作地が75アールありますので、昭和地区の下限面積20アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

生 田 委 員：1番 生田です。1カ所は草刈りをされており、野菜を植えるということです。もう1カ所は、野菜の植え付けがされておりともに問題ない。よろしくご審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：3番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は、蒲刈町大浦字前原〇〇〇〇番ほか1筆、地目は畑、面積は合計で977㎡の農振農用地区域内の農地です。

申請の事由は、譲渡人は健康面で労力不足となり耕作困難なため所有権を移転するもので、譲受人は申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものです。

営農計画は、ぶどう栽培を行う予定です。

経営面積は、28アールありますので、蒲刈地区の下限面積10アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

長 迫 委 員：11番 長迫です。所有者が体調不良で、譲受人に譲渡するものです。譲受人はぶどう

を栽培するもので問題ない。よろしく申し上げます。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：つぎに、議案第47号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、広町字小浜〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は160㎡の第2種農地です。

転用の目的は、今回申請している第3条許可申請の農地に通作及び作業するための駐車場として利用するというものです。

規模等は、駐車場4区画を整備する計画です。

しかしながら、写真のとおり、すでに駐車場として整備されていることから、始末書添付での申請となっています。

関係法令については、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要です。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

倉 本 委 員：4番 倉本です。今回の3条許可申請のしいたけ栽培のハウスの隣で、規模、排水等に問題はない。よろしくご審議願います。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：2番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、苗代町字松ノ本〇〇〇番〇、地目は田、面積は743㎡の第2種農地です。

転用の目的は、太陽光発電設備として利用するため、所有権を移転するものです。

規模等は、太陽光パネル144枚、発電容量33kwを設置する計画です。

関係法令については、再生可能エネルギー発電事業計画の認定は代表者個人名で認定済みですが、現在法人名での変更の認定手続き中です。その他の「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要です。

なお、本件は、法人による再生可能エネルギー発電事業計画の認定にあわせて許可することとしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

生 田 委 員：1番 生田です。以前田であったところだが、現在排水路はつぶれている。中央に排水路を設け、既設の水路に流すよう施工してくれと指示し、そのとおりに排水路を設けるといふことで問題ない。よろしくご審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は再生可能エネルギー発電事業計画の認定にあわせ許可すると決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は事業計画の認定にあわせ許可すると決定します。

議 長：3番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は、川尻町小仁方1丁目〇〇番〇〇〇、地目は畑、面積は24㎡の第2種農地です。

転用目的は、通路として利用するため、所有権を移転するものです。

規模等は、隣接地の通路として利用する計画です。

関係法令については、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、川尻町は農振農用地区域の指定はありません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

今 井 委 員：9番 今井です。現状で奥の宅地に行くときは、歩いて通っているということで、この処理で問題ない。よろしくご審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：4番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：4番の申請地は、安浦町内海北2丁目〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は58㎡の第2種農地です。

転用目的は、駐車場として利用するため、所有権を移転するものです。

規模等は、駐車場2区画を整備する計画です。

関係法令については、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

亀 山 委 員：8番 亀山です。申請地は底地になっており、このたびの豪雨により土砂が流入している。写真奥の家の駐車場として利用するというもので、やむを得ない。ご審議よろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：5番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：5番の申請地は、安浦町大字女子畑字青木原〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は118㎡の第2種農地です。

転用目的は、一般住宅及び駐車場として利用するため、所有権を移転するものです。

規模等は、2階建住宅1棟及び駐車場1区画を整備する計画です。

関係法令については、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

上 田 委 員：10番 上田です。申請地に接する道路には水路があり排水的に問題はない。これは、地元の子供が建てるというもので、良いことだと思う。ご審議よろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：つぎに、議案第48号「事業計画変更承認申請について」を議題とします。1番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、川尻町西3丁目〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は386㎡の第2種農地です。

平成28年3月18日に、2階建住宅1棟を建築するため農地法第5条の許可を受けていますが、将来の自分自身の年齢や両親との同居の必要性から平屋建住宅に変更するもので、転用計画及び工期の変更について承認を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

今 井 委 員：9番 今井です。前回の許可について、建物の計画内容及び工期の変更をするというもので、問題ない。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は承認と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は承認と決定します。

議 長：つぎに、議案第49号「非農地証明申請について」を議題とします。1番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、音戸町坪井1丁目〇〇〇番〇、地目は畑、現況は山林、面積は425㎡の第2種農地です。

申請の事由は、平成22年頃耕作を放棄したためかい廃したとして、現認書を添付のうえ、山林として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

向 井 委 員：6番 向井です。所有者が施設に入所し耕作放棄したもので、山林となっている。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は証明と決定します。

議 長：2番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、川尻町森4丁目〇〇〇番〇、地目は田、現況は山林、面積は566㎡の第2種農地です。

申請の事由は、平成10年頃から耕作を放棄したためかい廃したとして、現認書を添付のうえ、山林として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

今 井 委 員：9番 今井です。申請地に竹林が迫り、山林となっている。やむを得ないと思う。よろしくご審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は証明と決定します。

議 長：報告事項について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：議案書の6ページをご覧ください。市街化区域内の農地について、この1か月間に「農地転用届出に関する専決処理規程」により受理したもので、6ページ 農地法第4条の規定による届出が1件ありましたので、報告します。

「農地台帳に関する調査」について説明しますので、資料1をご覧ください。今年度も、10アール以上の農地を所有または耕作する農業者を対象に、所有状況、耕作状況等について調査します。送付件数は、5,733件で、10月1日付けで送付する予定です。回答の締め切りは10月22日としていますが、この日を過ぎても随時受け付けし、処理します。

資料のもう1枚の「あなたの農地どうしますか」という調査は、平成30年度の広島県全体の取り組みとして行うもので、対象者は農振農用区域内に居住する80才以上の農業世帯主で、1,155件に対し行うものです。これは高齢の農業者が農業経営を継続する意欲があるか否かについて調査するものです。この調査の中で、誰でもいいから貸したい、または農地中間管理機構を利用し貸したいという回答があった場合、対象地の農業委員または農地利用最適化推進委員にこの旨連絡しますので、貸し手と借り手のマッチングをお願いします。

議 長：その他事務局から説明事項はありますか。

事 務 局：ありません。

議 長：今までを通して、何かご意見、ご質問はありませんか。

水 場 委 員：5番 水場です。今回の豪雨災害で農地に流入した土砂を撤去し盛土する場合、許可が必要となるのか。

事 務 局：農地災害の申請をしていれば、公共が工事を行うので許可は不要です。

農地災害の申請をせず、自力で撤去、盛土を行うなら、それを行う者が所有者、業者にかかわらず、1メートル以上の埋め立てには一時転用の許可申請が、1メートル未満の埋め立てには農地改良届けが必要となります。

生 田 委 員：1番 生田です。太陽光発電設備についてだが、許可後に盛土をしてから太陽光発電設備を設置するケースがある。今回の豪雨でそのようなところから土砂がほかの農地に流出した。太陽光発電の転用許可をするに当たり、なにか規制をすとか条件を付けるとかの対策はできないのか。事前が困難なら、施工後の完了検査という方法もあるのではないか。検討してもらいたい。

事 務 局：太陽光発電に限らず、資材置場、駐車場等について切土、盛土の規制はなく、あくまで施主、所有者の責任で対処してもらうことになる。以前は、井手等の周辺との調整が必要という考えであったが、現在の転用の許可基準にはそのようなものはない。転用許可の審査基準となる広島県のガイドラインにそのような施工上の基準はなく、各市町の農業委員会で切土、盛土の基準を設けることはできない。ただし、太陽光発電に限らず転用許可について履行状況を確認することは可能であり、転用内容によって面積は異なるが、許可後3か月ごとまたは工事完了後に進捗状況報告書を出してもらっている。なお、太陽光発電については、300㎡以上の転用が報告対象になっている。

生 田 委 員：転用に伴い盛土をする場合、図面等は出ているのか。詳細な施工計画について事務局で把握してもらいたい。

事 務 局：施工関係の図面は出させているが、量が多いので現地調査時に全て委員に提供しているわけではない。提出された施工図面等について委員に確認してもらい、現地調査し、防災上必要ということであれば、のり面、水路等の整備について施主に指導を行うことにしたい。

生 田 委 員：今回の災害もあり、今後は大規模災害が起きることも考慮に入れて、土砂埋め立てを伴う転用計画をチェックすることが必要となる。土羽について終わりということだけでなく、何か

対策を考えることが必要である。

議 長：現地調査を行う際に、土工の図面等により、周辺の農地、住宅に支障が出ないよう指示することは農業委員として可能と思う。しかし、転用の許可をしてしまえば農地から外れ農地法の規制対象から外れてしまう。許可以前の調査、確認が必要である。

事 務 局：太陽光発電、駐車場、資材置場など盛土して利用する場合がある。「宅地造成等規制法」の許可は、住宅等の建築を伴う場合の基準であり、これらにその基準は及ばない。しかし、この基準を参考にして指導することは可能と思う。

土 井 委 員：樹園地が休耕となり、太陽光発電に貸した事例で、排水対策を十分にしないと許可しないと行ったが、口約束となりその後水害が起きた。その後、元の所有者、業者、被害者、自治会で協議し、覚え書きを結んだ。農業委員として権限的に可能だったかは判らないが、ある程度強引にやらざるをえない。

生 田 委 員：業者が地元にはいないケースに今回のような災害が起こった場合、その都度農業委員が出て行くのは難しい。

亀 山 委 員：8番 亀山です。今回の許可案件で、道路から低い位置にある農地でその反対側に水路があるという土地を駐車場に転用するといったものだが、当然にかさ上げすることが考えられる。造成の工事図面（縦断面図等）は出ているのか。

事 務 局：造成を業者に依頼する場合は図面を出してくるが、自ら行うという場合は出していない。

亀 山 委 員：土羽ついて終わりにして、それが流出したらどうするのか。施主が責任を負うと書かせてはどうか。

事 務 局：申請書の添付書類の「被害防除措置計画書」で出させている。

西 田 委 員：17番 西田です。農地法の許可の趣旨は近隣への影響の防止ということにあると思うが、その観点から調査し、必要な範囲で指導するという権限は農業委員会にあると思う。許可後については明確な権限がなく被害防止は困難と言うことだが、被害が生じた場合に誰に責任があるか明確にしておく必要がある。予想される被害については、必要な工事の指示を行うなど農業委員の権限を発動させるべきだ。法律上のものでなくても確認書なりで責任の所在を明確にさせることはできないか。

事 務 局：「被害防除措置計画書」については、県の書式を使っているが、覚え書き等の利用により責任の所在を明示させることができるかについて、広島県と協議させていただきたい。

議 長：そのほか、何かありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、次回の日程を申し上げます。

次回、平成30年第9回総会は、10月31日 水曜日 午後2時 から
場所は、呉市役所 7階 755から758号室です。

議 長：以上で平成30年第8回呉市農業委員会総会を閉会します。

本日のご審議、ありがとうございました。

(午後3時05分)